

与薬依頼の方法について

新制度移行に伴い、園内における与薬の依頼の方法を以下のように定めました。原則風邪などの病状の場合は保育中の与薬は致しません。持病やアレルギー性の症状の保護者の皆さま方においてはご一読いただき、ご理解、ご協力いただきますようお願い致します。

園内における与薬の依頼について

園児への薬の与薬は、原則として「医療行為」の為、与薬することは出来ません。与薬は保護者が来園して与薬していただくものとしますが、保護者が来園できないときは、保育教諭が保護者に代わって与薬します。(医師の指示書、処方箋がある場合) この場合、「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬剤に添付して園に提出して下さい。原則として1回の与薬につき1枚の「与薬依頼書」が必要です。「与薬依頼書」と医師の「指示書」と「処方箋」が添付されていない場合は対応できませんのでご了承下さい。

1. 薬剤は園児を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、必ず処方箋の添付をして下さい。**保護者の個人的な判断で持参した市販薬等は、園で与薬することは出来ません。**
2. 座薬の使用は原則として行ないません。やむを得ず使用する場合は医師から具体的な指示書を添付して下さい。なお使用にあたっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。また、初めて使用する座薬については対応できません。
3. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
4. アレルギー疾患による与薬の場合、別途「学校生活管理指導表」を医師により記載いただきその指示に従って対応します。
5. 持参する薬剤について
 - ① 薬剤情報提供書（薬の情報）がある場合には、それも添付して下さい。
 - ② 使用する薬は原則として **1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。**
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
6. 主治医の診察を受けるときは、園児が現在〇〇時から〇〇時まで園に在園していることと、園では原則として薬の使用ができないことをお伝え下さい。
7. 与薬依頼書は園のホームページの各種申請書のところからダウンロードが出来ますので、ご使用下さい。ダウンロードが出来ない場合等は園までお申し付け下さい。

与薬依頼書（1回分）

新倉幼稚園 園長 殿

下記の園児については、医師と相談の結果、やむを得ず、園での保育時間中における与薬が必要となりました。つきましては、保護者の責任において園児に対する与薬を下記により、行っていただきたく依頼いたします。

依頼日時 年 月 日

保護者名 印

組 名	園児名
受診医療機関名	
疾 病 名	
薬の種別 ・内服薬（粉・シロップ・錠剤） ・塗り薬（患部） ・目薬（両目・右目・左目） ・その他（）	薬の種類 種類
投薬時間 食前 食後 その他（）	
投薬方法 そのまま 水で溶く その他（）	
備考	

※薬を与薬したことによる発疹やショック等の事故が生じた場合責任を負いかねますので
ご了承下さい。

※与薬依頼書がない場合や、記入漏れがある場合は、薬があっても与薬できません。

※必ず医師の指示書と処方箋を添付して下さい。ない場合の与薬はできません。

※薬を入れた容器や袋には、必ず園児名と与薬時間を記載して下さい。

※アレルギー疾患による与薬の場合、別途「学校生活管理指導表」を医師により記載いただきその指示に従って対応します。

※使用する薬は原則として**1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。**

※保護者の個人的な判断で持参した市販薬等は、与薬出来ません。

※塗り薬であれば、どこの部分に一日何回塗るのかお知らせ下さい。